



東京海上・円建て投資適格債券ファンド (毎月決算型)(愛称:円債くん)



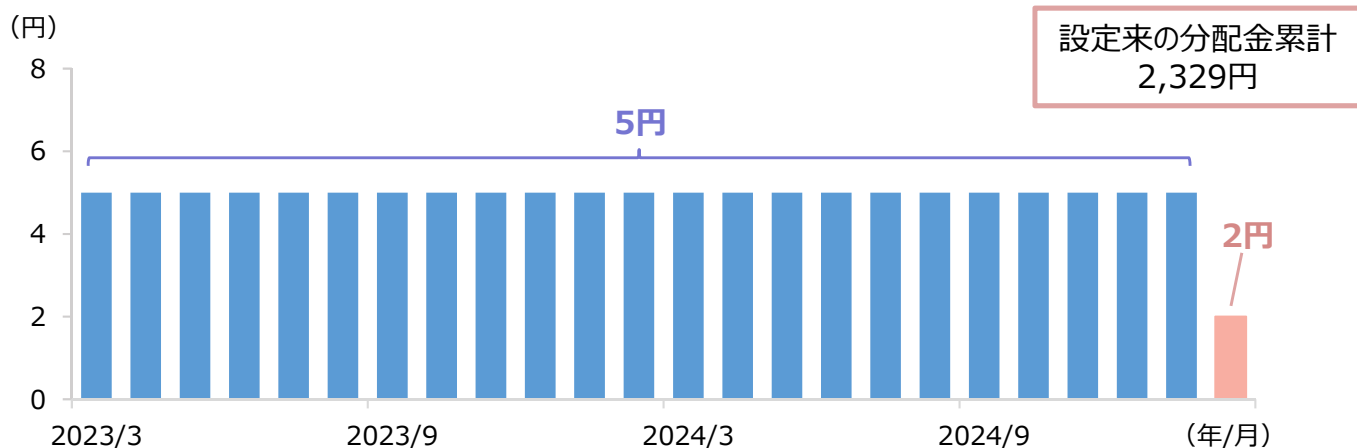
分配金引き下げのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）（愛称：円債くん）（以下、「当ファンド）」は、金利水準や基準価額水準、市況動向等を勘案し、第177期（2025年2月25日）決算において、分配金を5円から2円（いずれも、1万口当たり、税引前）に引き下げることに致しましたので、お知らせいたします。

分配金実績（1万口当たり、税引前）

期間：第154期（2023年3月23日）～第177期（2025年2月25日）（直近2年）



※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。

※将来の分配の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合などには、分配を行わない場合があります。

基準価額の推移

期間：2010年5月28日（設定日）～2025年2月25日、日次



※基準価額、税引前分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のもので、1万口当たりで表示しています。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド

(毎月決算型)(愛称:円債くん)



足もとの国内債券市場と分配金引き下げの背景

当ファンドは、円建ての社債を中心に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行っております。

足もとでは日銀の金融政策への思惑などから、ベースとなる日本国債利回りは上昇基調（債券価格は下落基調）で推移しています。この金利上昇に伴う投資意欲の高まりをとらえた社債発行が続く中、相対的に高い利回りを求める投資家の買い需要などに支えられ、社債市場は安定的に推移しました。社債の信用スプレッド（国債に対する上乗せ利回り）は概ね横ばいで推移しています。

こうした環境下、「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」の保有債券の利回りは足もと若干上昇傾向にあるものの、債券価格に対する利息収入の割合を示す「平均直接利回り」は、設定当初の2.6%から1.02%（2025年1月末時点）と依然低水準で推移しており、利息収入は減少しています。

当ファンドでは、利子等収益を中心に継続的に安定した収益分配をめざしており、金利水準や基準価額水準、市況動向等を勘案し、本決算期に分配金を引き下げることにいたしました。

今後の見通し

これまで、日銀の利上げ可能性を織り込む過程で長期金利は上昇（債券価格は下落）してきたものの、投資家の中には確保したい利回りに近づいているなどの理由で投資妙味が増してきたとの見方も出てきています。

国債市場では当面の間、日銀の金融政策や需給環境、参議院議員選挙を控えた国内政治情勢、米国のトランプ新政権の経済政策とそれを受けた海外金利市場の動向に左右される展開が続き、適正な金利水準を探る展開が継続すると予想します。

社債市場では、個別企業のファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）の動向には注意が必要ですが、利回りを求めて社債市場に運用資金が流入する構図が継続し、信用力が高い銘柄を中心に、社債の利回りはおおむね安定的に推移すると考えます。

＜ 参考：円建て社債と日本国債の利回り比較 ＞
2010年1月末～2025年1月末、日次



※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※上記は当資料作成時点の当社の見解であり、将来予告なく変更する場合があります。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド (毎月決算型)(愛称:円債くん)



当ファンドの主なリスク

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

金利 変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
劣後債等 固有のリスク	劣後債はデフォルトが生じた場合、元利金の支払順位が一般の社債よりも低い社債です。繰上償還条項が設定されている劣後債等が、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。 また、利息や配当の支払繰延条項がある場合は、発行体の業績の著しい悪化等により、支払いが繰り延べられる可能性があります。

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※NOMURA-BPIは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下、NFRCといいます。）の知的財産です。
NFRCは、ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド

(毎月決算型)(愛称:円債くん)



収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

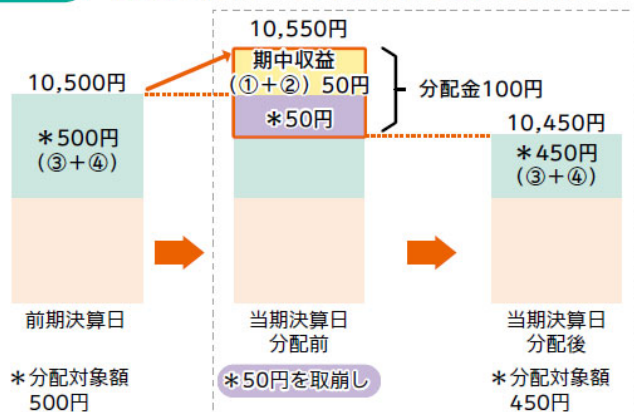
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

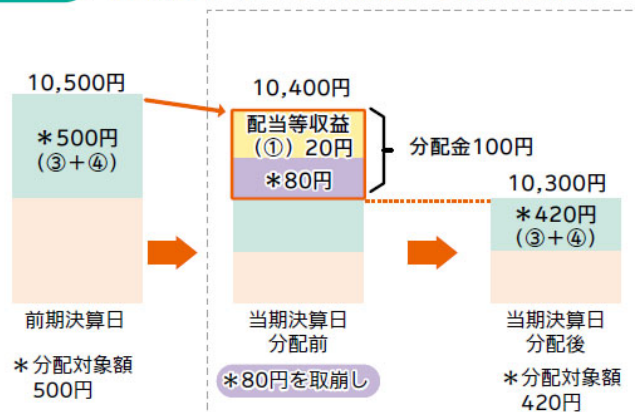
- ①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合
投資者の購入価額 (当初個別元本) 普通分配金 元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本	投資者の購入価額 (当初個別元本) 元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド

(毎月決算型)(愛称:円債くん)



お申込みメモ

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモの内容は、作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額
	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
	信託期間	無期限（2010年5月28日設定）
	決算日	毎月23日（休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
	課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、「NISA」の対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

ファンドの費用

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 : 購入価額に **1.1% (税抜1.0%)** の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額 : ありません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) : ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬率は、毎年3月および9月の各計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通り決定され、当該計算期末の翌日から適用するものとします。

新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率	新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率
3%未満の場合	年0.572% (税抜0.52%)	4%以上5%未満の場合	年0.792% (税抜0.72%)
3%以上4%未満の場合	年0.682% (税抜0.62%)	5%以上の場合	年0.902% (税抜0.82%)

※2024年8月末時点の新発10年固定利付国債の利回り(終値)は、0.890%です。

その他の費用・手数料 : 以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
ファンドの純資産総額に年率0.011% (税込) をかけた額 (上限年66万円) を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
 - ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
 - ・資産を外国で保管する場合にかかる費用
 - ・信託事務等にかかる諸費用
- ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド

(毎月決算型)(愛称:円債くん)



販売会社（作成日時点）

商号（五十音順）	登録金融機関	金融商品取引業者	登録番号	加入協会			
				日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社 あいち銀行	○		東海財務局長（登金）第12号	○			
あかつき証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第67号	○	○	○	
株式会社 秋田銀行	○		東北財務局長（登金）第2号	○			
株式会社 イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	○		関東財務局長（登金）第633号	○			
S M B C日興証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
株式会社 S B I証券		○	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社 S B I新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社 S B I証券）	○		関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社 S B I新生銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	○		関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社 京都銀行	○		近畿財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社 常陽銀行	○		関東財務局長（登金）第45号	○		○	
東海東京証券株式会社		○	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○
株式会社 栃木銀行	○		関東財務局長（登金）第57号	○			
株式会社 名古屋銀行	○		東海財務局長（登金）第19号	○			
株式会社 南都銀行	○		近畿財務局長（登金）第15号	○			
南都まほろば証券株式会社		○	近畿財務局長（金商）第25号	○			
日産証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第131号	○		○	○
株式会社 百五銀行	○		東海財務局長（登金）第10号	○		○	
百五証券株式会社		○	東海財務局長（金商）第134号	○			
松井証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	○		関東財務局長（登金）第33号	○	○	○	
楽天証券株式会社		○	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
株式会社 琉球銀行	○		沖縄総合事務局長（登金）第2号	○			

※東海東京証券株式会社は、一般社団法人日本STO協会に加入しています。

（本情報は、販売会社からの依頼に基づき記載しております。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。）

■設定・運用 お問い合わせは

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

※営業日の9時～17時

商号等 : 東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会 : 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【一般的な留意事項】 ■当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。